

入 札 説 明 書

原子力発電環境整備機構が発注する「2026 年度エンゲージメントサーベイの実施」に係る入札公告に基づく一般競争入札等については、公告文及び別添「仕様書」に定めるほか、この入札説明書によるものとする。

1. 入札方法等

- (1) 入札、企画書等説明会参加希望の者は、機構が提示する仕様書に基づいて企画書を作成し、入札書、内訳書、必要に応じ委任状、下請負を予定している場合は実施体制図とともに持参すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の消費税を除いた金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札金額の「内訳書」（算定根拠）を併せて提出のこと。
- (4) 下請負を予定している場合は、別記様式1「実施体制図」及び下請負先の事業概要並びに業務実績等を提出のこと。電子データも併せて提出すること。
- (5) 開札の結果、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札書が無いときは、再度の入札を行う。

2. 支払条件

検査後払い

3. 入札説明書等に対する照会

〒108-0014

東京都港区芝四丁目1番23号 三田NNビル2階

原子力発電環境整備機構 総務部 経理・資材グループ

電話：03-6478-7095（直通）

mail：shizai@numo.or.jp

4. その他

- (1) 企画書等説明会にて使用した企画書は契約書に添付され、契約の一部を構成する場合がある。
- (2) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本件は、別冊契約書案をもとに契約を締結することとなるため、契約条項の内容を承知の上、別冊原子力発電環境整備機構入札心得を遵守して入札に参加すること。

- (4) 契約の相手方との間で締結する契約が、別に定める「契約の公表に関する事務取扱要領」の公表要件に該当する場合には、契約の相手方の商号又は名称、契約金額等について原子力発電環境整備機構HPにて公表するものとする。
- (5) 本件入札に際して機構から提供された情報は、本件入札のためにのみ使用するものとし、他の目的のために使用することは認めない。
- (6) 下請負については、機構が下請負の必要性を確認した場合等を除き原則禁止とする。契約当初から下請負を予定している場合は、別記様式1に基づき実施体制図を作成し、下請負先の事業概要及び業務実績等とともに入札時に機構に対し提出する必要がある。機構にて実施体制に問題がないことを確認した後に契約の締結を行う。また、必要な事項について下請負先と書面により契約を締結し、下請負先の管理を徹底すること。詳しくは別紙「下請負の取扱いについて」を参照すること。

以 上

下請負の取扱いについて

1. 下請負の承認申請

- ・下請負は、機構が下請負の必要性を確認した場合等を除き原則禁止。
- ・契約当初から下請負を予定している場合は、別記様式1に基づき実施体制図を作成し、入札時に下請負先の事業概要及び業務実績等とともに機構に対し提出する必要がある。機構にて実施体制に問題ないことを確認した後に契約の締結を行う。

2. 契約上の留意事項

- ・契約締結後、受託者は契約を遵守するために必要な事項について下請負先と約定すること。

3. 下請負先の管理

- ・受託者は、下請負先の行為について、全ての責任を負うこととし、下請負先の管理を徹底すること。

以 上

別記様式 1 「実施体制図」

● 実施体制図 件名「2026 年度エンゲージメントサーベイの実施」

【発注者】
原子力発電環境整備機構

発注

【受注者】
株式会社〇〇

下請負

下請負

下請負

【下請負人】
株式会社△△

【下請負人】
株式会社××

【下請負人】
株式会社 A(未定)

		住所	業務内容	金額(税込、円)
受注者	株式会社〇〇			
下請負人	株式会社△△			
下請負人	株式会社××			
下請負人	株式会社 A (未定)			
その他	軽微な下請負の合計			
下請負費計				
契約金額				
下請負比率				%

※下請負比率とは、下請負の契約金額(税込)÷契約総額(税込)×100により算出した率のことを指す。
小数点以下第2位を四捨五入にて算出すること。

※機構との契約締結後、契約書第11条3項に基づき下請負承認申請書の提出が必要となる場合は、以下の通り。

- ・下請負人の追加・変更
- ・下請負人の名称・所在地の変更
- ・下請負を行う業務内容の追加・変更

※軽微な下請負とは、1件あたりの契約金額が100万円未満で、かつ請負代金総額の50%以下の下請負を指す。

● 下請負を行う理由

・株式会社△△・・・

・株式会社××・・・

・株式会社 A (未定)・・・